

# 適マーク制度実施要綱

制 定 平成26年3月11日消査第516号  
最近改正 令和6年3月29日消指第638号

(趣旨)

第1条 この要綱は、不特定多数の者を収容する防火対象物について、建築構造等の適合性を含めた防火・防災上一定の基準に適合している旨を適マークを表示することにより、広く一般に公開するとともに、関係者の防火安全に対する意識を高め、防火・防災管理業務の適正化及び消防用設備等の適正維持の促進を図ることを目的とした適マーク制度の実施に必要な事項を定めるものとする。

(適マーク交付対象施設)

第2条 適マーク制度の交付対象となる施設は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一（5）項イに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が3以上で、かつ、全体の収容人員が30人以上のもの
- (2) 令別表第一（16）項イに掲げる防火対象物に存する同表（5）項イの用途に供する部分で、当該部分が地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が30人以上のもの

(適マーク)

第3条 適マークは、有効期間の異なる2種類があり、適マーク（銀）（第1号様式）は1年間、適マーク（金）（第2号様式）は3年間とし、その基準日はいずれも10月1日とするものとする。

2 基準日以降に交付した適マークの有効期間は、翌9月30日までとするものとする。

(適マークの交付申請書類)

第4条 第2条に規定する施設のうち、適マークの交付を希望する関係者は、適マーク交付（更新）申請書（第3号様式。以下「適マーク申請書」という。）に、別表第1に掲げる報告書等のうち、該当するものを添付し、適マーク交付対象施設を管轄する消防署長（以下「署長」という。）に申請するものとする。

2 第2条第2号に規定する施設のうち、適マークの交付を希望する関係者は、前項に加えて原則として防火対象物全体に係る部分が確認できる書類（統括防火・防災管理者選任（解任）届出書、全体についての消防計画作成（変更）届出書等）を添付するものとする。

- 3 第2条に規定する施設のうち、適マークの交付を希望する関係者は、自らの施設が、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の2に基づく防火対象物点検報告の対象とならない防火対象物であっても、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第4条の2の4に定める防火対象物点検資格者による点検を行い、点検結果を適マーク申請書に添付しなければならないものとする。
- 4 第2条に規定する施設のうち、適マークの交付を希望する関係者は、自らの施設が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第12条に基づく定期報告の対象とならない防火対象物であっても、建築士等有資格者により、表示基準に係る部分（建築構造等・避難施設等）の調査（建基法第12条に基づく定期調査に準じた調査）を行い、点検結果を適マーク申請書に添付しなければならないものとする。

（申請の受付等）

- 第5条 適マーク申請書の受付は、各年5月15日から7月31日までとする。ただし、新規に開業する施設からの申請は、随時受け付けるものとする。（横浜市の休日を守る条例（平成3年12月横浜市条例54号）第1条第1項各号に規定する休日を除く。）。

（表示基準）

- 第6条 前条の規定に基づく申請について、防火・防災上一定の基準に適合していることを審査するための表示基準は、別表第2に掲げるものとする。

（表示基準の調査）

- 第7条 署長は、表示基準の適合状況を適マーク申請書の添付書類及び現地確認により調査し、調査結果を消防局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。
- 2 調査の対象期間は、申請日から1年前の日以降とする。ただし、適マークの更新に係る申請（前回の申請日から1年に満たない施設からの申請を除く。）については、前回の申請日以降とする。

（表示基準の判定）

- 第8条 適マークの交付決定に係る表示基準の判定は、局長が行うものとする。

（適マークの交付等）

- 第9条 局長は、前条の規定により、表示基準に適合していると判定した場合（次項に定める場合を除く。）は、適マークの交付を申請した関係者に対し、適マーク交付（更新）通知書（第4号様式）により、適マーク（銀）

を交付するものとする。

- 2 局長は、前条の規定により、表示基準に適合し、かつ、次のいずれかに該当すると判定した場合は、適マークの交付を申請した関係者に対し、適マーク交付（更新）通知書により、適マーク（金）を交付するものとする。
  - (1) 適マーク（銀）が3年継続して交付されている場合。ただし、第5条ただし書に基づく申請により交付を受けた期間は含まないものとする。
  - (2) 適マーク（金）が交付されており、交付日から3年が経過する前に交付（更新）申請されている場合
- 3 局長は、前2項の規定により、新たに適マークを交付する際は、適マークの電子データを配付するとともに、適マーク受領書（第5号様式）に受領者の署名を求めるものとする。
- 4 局長は、適マーク（金）を交付する際は、翌10月1日以降速やかに、適マーク（銀）を返還させるものとする。
- 5 同種別の適マークを更新する場合は、適マーク交付（更新）通知書のみを交付するものとする。
- 6 局長は、前条の規定により、表示基準に適合しないと判定した場合は、適マークの交付を申請した関係者に対し、適マーク不交付通知書（第6号様式）を交付するものとする。
- 7 申請から交付日までの間で第12条各号に係る事案が発生した場合は、審査結果にかかわらず不交付通知書を交付するものとする。

（適マークの掲出）

第10条 適マークの交付を受けた関係者は、当該施設に適マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データの適マークを使用することができるものとする。

（適マークの掲出の中止等）

- 第11条 適マークの交付を受けた関係者は、当該施設又は防火対象物において火災が発生した場合は、速やかに適マークの掲出及びホームページ等での使用を中止し、その旨を署長に連絡するものとする。
- 2 署長は、適マークを掲出している施設が表示基準に不適合状態であることが判明した場合は、当該関係者に適マークの掲出及びホームページ等での使用の中止を求めるものとする。
  - 3 前2項に掲げるもののほか、署長が必要と認めた場合は、当該関係者に適マークの掲出及びホームページ等での使用の中止を求めるものとする。
  - 4 署長は、次に掲げる事項に該当する場合は、適マークの再掲出及びホームページ等での使用再開を認めるものとする。
    - (1) 第1項により中止した場合で、次条に該当しないと認めるとき。
    - (2) 第2項により中止した場合で、判明した不適合状態が改善されたと認めるとき。

(3) 第3項により中止した場合で、適マークの再掲出及びホームページ等での使用再開に支障が無いと署長が認めるとき。

(適マークの返還請求等)

第12条 局長は、次のいずれかに該当すると認めた場合は、適マークの交付を受けた関係者に対し、適マーク返還請求書（第7号様式）を交付し、適マークの返還及びホームページ等での使用の中止を求めるものとする。

- (1) 適マークの交付を受けている施設又は防火対象物において火災が発生し、出火原因又は出火時の対応について、当該施設の関係者の責に帰する事由がある場合
- (2) 適マークの交付を受けている施設が表示基準に適合していない場合で、是正措置が講じられないとき。
- (3) ホームページ等への適マークの使用に際し、局長から配付された電子データを無断で転用した場合
- (4) 適マーク交付対象施設に該当しなくなった場合
- (5) 偽りその他不正な手段により適マークの交付を受けたことが判明した場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、局長が必要と認めた場合

(適マークの再交付)

第13条 前条の規定により、適マークを返還した施設の関係者から適マークの再交付を受けるための申請は、第5条の規定にかかわらず、前条に掲げる事項が改善された日から1年を経過した日以降に、行うことができるものとする。

- 2 局長は、前項の規定により、適マークの再交付について申請され、再審査において表示基準に適合していると判定した場合は、適マーク交付（更新）通知書により、返還前の適マークの種別にかかわらず、適マーク（銀）を交付するものとする。

(適マーク破損時等の取扱い)

第14条 交付された適マークを破損した場合又は複数箇所に掲出を希望する場合は、適マーク交付施設の費用負担により、交付時と同種別の適マークを複製できるものとする。

(適マーク交付対象施設以外の施設の取扱い)

第15条 局長は、第2条に規定する適マーク交付対象施設以外の施設（令別表第一（5）項イ（（16）項イの部分に存するものを含む。）に限る。）の求めに応じ、第4条から第8条までの規定を準用して、消防法令等に適合している旨の証明をすることができるものとする。

(市ウェブサイトへの掲載)

第16条 局長は、適マークを交付した防火対象物の情報を市ウェブサイトに掲載するものとする。

(委任)

第17条 この要綱の実施について必要な事項は、指導課長が定める。

**附 則**

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成26年9月18日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成29年7月14日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条）

適マークの交付申請に必要な添付書類

報告書等の種別・根拠条文	備考	
	適マーク（銀）	適マーク（金）
・防火対象物点検結果報告書（写） ※1 ・防災管理点検結果報告書（写） 【法第8条の2の2（法第36条第1項において準用する法第8条の2の2）】	申請日から過去1年以内に実施した報告書を添付する。※3	前回の申請日以降に実施した報告書を全て添付する。※3
防火対象物（防災管理）点検報告の特例認定通知書（写）※2 【法第8条の2の3（法第36条第1項において準用する法第8条の2の3）】	申請日直近の認定通知書を添付する。	適マーク（銀）と同じ。
消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（写） 【法第17条の3の3】	申請日から過去1年以内に実施した報告書を添付する。※3	前回の申請日以降に実施した報告書を全て添付する。※3
製造所等定期点検記録表（写） 【法第14条の3の2】	申請日から過去1年以内に実施した記録表を添付する。	前回の申請日以降に実施した記録表を全て添付する。
定期調査報告書（写） 【建基法第12条】	直近の定期調査の期間に実施したものを添付する。	直近の定期調査報告の期間内に行ったものを全て添付する。
統括防火・防災管理者選任（解任）届出書（写） 【法第8条の2（法第36条第1項において準用する法第8条の2）】	直近に届出を行ったものを添付する。 ※3	直近に届出を行ったものを添付する。 ※3
全体についての消防計画作成（変更）届出書（写） 【令第4条の2（令第48条の3）】	直近に届出を行ったものを添付する。 ※3	直近に届出を行ったものを添付する。 ※3

※1 法第8条の2の3（法第36条第1項において準用する法第8条の2の3）に基づく点検及び報告の特例認定がされていない場合

※2 法第8条の2の3（法第36条第1項において準用する法第8条の2の3）に基づく点検及び報告の特例認定により防火対象物点検報告又は防災管理点検報告が免除されている場合

※3 署長に報告済みの場合は添付の省略をすることができる。

## 表示基準

審査項目	必要となる要件
1 防火対象物点検	防火対象物点検を実施し、報告が行われ不備事項がないこと又は特例認定を受けていること。
2 防火管理者	防火管理者を選任し、届出が行われていること。
3 自衛消防組織	自衛消防組織を設置し、届出が行われていること。
4 防火管理に係る消防計画	防火管理者に防火管理に係る消防計画を作成させ、届出が行われていること。
5 統括防火管理者	統括防火管理者を選任し、届出が行われていること。
6 全体についての防火管理に係る消防計画	統括防火管理者に全体についての防火管理に係る消防計画を作成させ、届出が行われていること。
7 防火・避難施設等	次に掲げる重大な違反がないこと。 (1) 防火区画の防火戸等の閉鎖又は作動障害 (2) 避難口、廊下、階段、避難通路等の避難障害
8 防災対象物品	防災対象物品は、防災性能を有しているものを使用し、表示されていること。
9 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等	法第9条の3に基づき、圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱い（貯蔵又は取扱いを廃止する場合を含む。）についての届出（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の3に基づく県知事への届出を含む。）が行われていること。
10 火気使用設備・器具	(1) 横浜市火災予防条例（昭和48年12月条例第70号。以下「条例」という。）に基づく火を使用する設備等の位置、構造及び管理の基準に適合していること。 (2) 条例に基づく設置（変更）の届出が行われていること。
11 少量危険物及び指定可燃物	(1) 条例に基づく少量危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取扱いに関する技術上の基準に適合すること。 (2) 条例に基づく貯蔵又は取扱いの届出が行われていること。
12 避難経路図	条例第64条に基づく避難経路図が掲出されていること。

防災管理	13 防災管理点検	防災管理点検を実施し、報告が行われ不備事項がないこと又は特例認定を受けていること。
	14 防災管理者	防災管理者を選任し、届出が行われていること。
	15 防災管理に係る消防計画	防災管理者に防災管理に係る消防計画を作成させ、届出が行われていること。
	16 統括防災管理者	統括防災管理者を選任し、届出が行われていること。
	17 全体についての防災管理に係る消防計画	統括防災管理者に全体についての防災管理に係る消防計画を作成させ、届出が行われていること。
消防用設備等	18 消火器具	消防用設備等の設置及び維持に関する技術上の基準に適合していること。
	19 屋内(外)消火栓設備	
	20 スプリンクラー設備	
	21 水噴霧消火設備等	
	22 自動火災報知設備	
	23 ガス漏れ火災警報設備	
	24 漏電火災警報器	
	25 消防機関へ通報する火災報知設備	
	26 非常警報設備	
	27 避難器具	
	28 誘導灯	
	29 消火活動上必要な施設	
30 消防用設備等の点検	(1) 消防用設備等が定期的に点検され、報告の届出が行われていること。 (2) 申請日において不備事項がないこと。	
31 危険物施設	(1) 危険物の貯蔵又は取扱いに関する技術上の基準に適合していること。 (2) 危険物施設の位置、構造及び設備に関する技術上の基準に適合していること。 (3) 危険物施設は許可を受けて設置又は変更が行われていること。 (4) 危険物の品名・数量及び指定数量の倍数の届出が行われていること。	

		<p>(5) 危険物の取扱いは、危険物取扱者により、又は甲種危険物取扱者若しくは乙種危険物取扱者立会いのもとで行われていること。</p> <p>(6) 定期的に点検し、記録保存が行われていること。</p> <p>(7) 申請日において不備事項がないこと。</p>
建築構造等	32 定期調査報告	<p>(1) 建基法に基づく定期報告が行われていること。</p> <p>(2) 申請日において不備事項がないこと。</p>
	33 建築構造等（建築構造・防火区画・階段）	<p>次に掲げる事項が、現行の建基法令に適合（既存不適格として扱っているものを除く。）していること。</p> <p>(1) 建築構造は、主要構造部の構造不適がないこと。</p> <p>(2) 堅穴区画は、堅穴区画が設けられ、当該壁、床及び防火戸の構造が適正で、かつ、破損等がないこと。</p> <p>(3) 階段は、必要な数の直通階段、避難階段又は特別避難階段が設置され、その構造が適正であること。</p>
	34 避難施設等	<p>屋根、外壁、非常用エレベーター、排煙設備、防煙壁、非常用の照明装置、非常用の進入口等、壁、天井、床、特定防火設備及び防火設備、避難施設、敷地内の通路が現行の建基法令に適合（既存不適格として扱っているものを含む。）していること。</p>
その他	35 返還請求	<p>申請から調査までの間に、第12条に基づく返還請求がされていないこと。</p>

（備考） 審査項目に係る必要となる要件が、消防法令の点検対象とならない場合は、当該審査項目を除外する。

第1号様式（第9条、第13条）

適マーク（銀）



- （備考） 1 大きさは、日本産業規格 B 4 とする。  
2 色彩は、地を濃紺色、その他の部分にあっては、銀色とする。

適マーク（金）



- （備考） 1 大きさは、日本産業規格B4とする。  
2 色彩は、地を濃紺色、その他の部分にあっては、金色とする。

適マーク交付（更新）申請書

年 月 日

横浜市消防局長

（申請者）

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

次のとおり、適マーク制度実施要綱第4条の規定に基づき、適マークの交付（更新）を受けたいので申請します。

防火対象物	所在地		
	名称		
	用途		※（ ）項
	構造・規模	造	地上 階
床面積		m <sup>2</sup>	延べ面積 m <sup>2</sup>
添付資料	<input type="checkbox"/> 防火対象物点検結果報告書（写） <input type="checkbox"/> 防災管理点検結果報告書（写） <input type="checkbox"/> 防火対象物（防災管理）点検の特例認定通知書（写） <input type="checkbox"/> 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（写） <input type="checkbox"/> 建築基準法第12条に基づく定期調査報告書（写） <input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録（写） <input type="checkbox"/> 統括防火・防災管理者選任（解任）届出書（写） <input type="checkbox"/> 全体についての消防計画作成（変更）届出書（写）		
	※受付欄		※経過欄

- （備考）
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - ※の欄は、記入しないこと。
  - 印のある欄については、該当の□印に✓を付けること。

消 第 号  
年 月 日

## 適マーク交付（更新）通知書

（申請者住所・氏名等） 様

横浜市消防局長



適マーク制度実施要綱第7条の規定に基づき審査した結果、表示基準に適合していると認め、適マークを交付（更新）することを通知します。

1 所在地

2 名称

3 表示種別 適マーク（ 金 ・  銀 ）

4 有効期間 年 月 日から  
年 月 日まで

## 適マーク受領書

年 月 日

（提出先）  
横浜市消防局長

受領者 名 称

所在地

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電 話

適マーク（ 金 ・  銀 ）を受領しましたので、今後、下記の事項を遵守します。

なお、適マーク制度実施要綱第12条の規定に基づき、適マークの返還を求められたときは、速やかに返還します。

### <適マーク交付に伴う遵守事項>

1 適マークはフロント等、利用者から見えやすい場所に掲出するほか、ホームページ等において積極的に電子データの適マークの使用に努めること。

なお、ホームページ等への掲載に際しては、消防局長から配布された適マークの電子データを必ず原データとして使用すること。

2 適マークは貸与するものであり、破損等のないよう取扱いに注意すること。

3 次のいずれかに該当する場合は、適マークの掲出及びホームページ等での使用を中止すること。

(1) 適マークの交付を受けた施設又は防火対象物で火災が発生した場合

(2) 当該施設が表示基準に不適合状態であることが判明した場合

消 第 号  
年 月 日

## 適マーク不交付通知書

（申請者住所・氏名等） 様

横浜市消防局長



適マーク制度実施要綱第7条の規定に基づき審査した結果、次のとおり表示基準に適合していないため、適マークは交付できないことを通知します。

なお、不適合事由については速やかに改善してください。

- 1 名 称
- 2 所 在 地
- 3 不適合事由

内容に不明な点がある場合は、消防署に連絡してください。  
連絡先（TEL）

消 第 号  
年 月 日

## 適マーク返還請求書

（申請者住所・氏名等） 様

横浜市消防局長



適マーク制度実施要綱第12条の規定に基づき、速やかに適マークを返還するとともに、ホームページ等に適マークを使用している場合は、直ちにその使用をとりやめるよう請求します。

1 名 称

2 所 在 地

3 返 還 事 由